主 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

控訴代理人は「原判決を取消す、被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、 二審共被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文同旨の判決 を求めた。

被控訴代理人の陳述した請求原因は原判決事実摘示と同一であるから之を引用し、控訴人の抗弁に対しては「本件係争建物の強制競売事件の競売開始決定後競落に控訴人が同建物に付工事をなし或は造作を加えたことは知らない。仮に控訴人の主張のような工事及び造作をなしたとしても、被控訴人は競売事件に於正の主張のような工事及び造作をなしたとしても、被控訴人は競売事件に於正式的、代金を支払つてその所有権を取得しいのの意義を負担するというのがない。競売裁判所の定めた最低競売価額が競落当時不当に低額であむべきのよいのであるがら、表情上のであるがら、表情上のであるがら、表情というのであれば、それは競売手続が完了した以上、被控訴人は競落当時の方法をとらずして既に競売手続が完了した以上、被控訴人は競落当時の方法を当るが、その方法をとらずして既に競売手続が完了した以上、法律上何等不法若し、の方法をとらずして既に競売手続が完了した以上、法律上何等不法若し、の方法をとらずして既に競売手続が完了した以上、法律上何等不法若出し、の方法をとらずして既に競売手続が完了した以上、法律上の方法を表明したものではない。」と述べ、立証として、甲第五号証の成立を提用し、乙第二乃至第五号証の成立を認め、その余の乙号各証の成立は不知と述べた。

控訴代理人は答弁として、「被控訴人主張の請求原因事実中、被控訴人がその主張の建物の強制競売事件において、競落許可決定によりその所有権を取得し、之が登記手続をなしたことは認めるが控訴人が金一五万円の不当利得返還義務のあるこ とは否認する。右建物とその敷地は共に控訴人の所有に属していたのであるから、 被控訴人が競売により建物のみの所有権を取得した以上その敷地につき法定地上権 を有するものであり、従つて敷地使用権につき争を生じたとしても、示談金五〇万 円を支払う義務がない。然るに被控訴人はその義務の無いことを知りながら内金 五万円を支払つたのであるから、之は非債弁済であつて、控訴人には之を返還する 義務は無いのである。更に控訴人は被控訴人に対し次のとおり金一二〇万八、八〇 五円の債権を有するから、之を以て被控訴人主張の金一一万六、四八九円の賃料取 立今返還債権と対策額において担怨の意思表示をたし、又仮に被控訴しが左令一天 立金返還債権と対等額において相殺の意思表示をなし、 又仮に被控訴人が右金一五 万円の不当利得金返還請求権を有するとすれば、之に付ても同様に相殺の意思表示 をなすものである。即ち、本件競売開始決定があり、鑑定人Aが昭和二九年三月八 日附で、本件建物の評価額を金二六一万四、九二〇円とし、之を以て競売裁判所は 最低競売価額と定め、公示したものである。右評価の理由は、当時の同建物建築工 事進捗程度が屋根瓦葺を完了し家屋内部の間仕切壁及び外廻り壁の荒塗りをなし終 った所で、今後内部の仕上げをなすべき工程にあり、現在で工程の六割を了したも のと認められ、請負価額は四五〇万円とのことに付、右の工程を考慮に入れ、坪当 単価二万二、〇〇〇円と評価するを適当と信ずるというのである。従つてその後の 建物完成の為に加えられた工事費特に造作費は右評価の対象となつておらないのに 拘らず、被控訴人は右工事費造作費を加えた造作付の完成した本件建物の所有権を 取得し、裁判所の引渡命令により引渡を受けたものである。而して競売及び競落期 日の公示には、その都度「本物件は昭和二九年二月現在工事中にして、畳建具なし」と記載されている。競売開始決定は、競落許可決定のある迄の間に於て、不動 産所有者に対し完成の為の其の後の工事及び造作を為すことを禁ずるものではない から、控訴人は被控訴人に対し競落許可決定迄に為した工事費並に造作費の償還を 請求し得るものである。このことは甲第二号証により明かなごとく、被控訴人が昭 和三一年一二月一七日朝倉鑑定人の評価後に、本件建物に設置せられた畳、廊下 円を支払うことを約し、控訴人は被控訴人の敷地使用に異議を述べないことを約したことからも明かである(但し右支払金額が不足のため公正証書作成に至らなかつ た)。而して右費用の内訳は(イ)大工左官工事費(手間及材料代)金六八万二、五五七円、(口)電気水道工事費ニニ万四、一八七円、(ハ)畳建具代ニ九万九、 (二) 塗装費二、七〇〇円、総計一二〇万八、八〇五円であり、之が相 殺のための自動債権である。」と述べ、立証として、乙第一号証の一乃至六五第. 乃至第五号証を提出し、当審における証人Aの証言、控訴人本人尋問の結果、及び 被控訴人の供述の一部を援用し、甲号各証の成立を認めた。

被控訴人が昭和三一年五月一六日控訴人所有にかかる本件係争建物の強制競売事件において、競落許可決定によりその所有権を取得し、同年七月一九日その取得登記をなしたことは当事者間に争がなく、同建物が永和荘と称するアパートで、当時控訴人がB外一七名の賃借人に対し各室を賃貸していたので、被控訴人が占有所人に対する賃貸人の地位を承継したこと、及び控訴人が高人がら被控訴人の所有権取得の日の翌日より同年七月末日迄の賃料として原判決添付別表記載のとおり総計金一一万六、四八九円を取立てて之を取得した事実は控訴人において明かに争わないから、之を自白したものと看做すべきである。而したおいて明かに争わないから、之を自白したものと看做すべきである。がない本件においては右利益は現存するものと認むべきであり、反証のない本件においては右利益は現存するものと認むべきである。

次に右建物の敷地使用権についての争の結果、昭和三一年一二月一七日控訴人は刺地を被控訴人に対し坪当り一ケ月三〇円の資料を以て賃貸し、被控訴人は控訴人に対し示談金五〇万円を支払うことを骨子とることを約し、被控訴人に同月基での自の公正証書作成の手続をとることを約し、ととはが之に間日右示談金の内入前渡金として金元五万円を控訴人に右建物を訴人と当事はといるに至らず、被控訴人は右建物を訴人に当時に和解が成立した事実は控訴人において明に争わないる法定を上である。而して控訴人はこの点に付、いわら、定地上の存在を根拠に非債弁済の主張をしているが、本件は同一人の所名法を上地の存在を根拠に非債弁済の主張をしているが、本件は同一人の所定と上地地の存在を根拠に非債分のにはないがら、同条を根拠にり、従の工工方済を取り、でき法律上の原因があったものと謂えぬことの表にはより、ことの主張立証がないから、控訴人は之亦不当利得として返還しなればならない。

ことはないと解すべきである。

<要旨第二>次に建物に対する競売開始決定のあつた後、同所有者により之に附加 された畳建具その他の造作に付ては、〈/要旨第二〉之に対し差押の効力が及ぶもので はないから、その所有権は建物に対する競落許可決定確定の後も引続きもとの所有 者に属するものであり、たとえこれらの造作が建物と共に事実上競落人の占有に移 されたとしても、之により所有権移転の効果を生ずることはあり得ない。(本件においても、各競売及び競落期日の公示には「畳建具なし」と記載されていたこと前 認定のとおりである。)従つて、造作所有者が競落人に対し造作の所有権を主張す ることができるのは別問題として、右造作の設備費用の償還請求をすることは何等 法律上の根拠がないから、許されないものと解すべきである。

以上の次第であるから、本件においても、控訴人が差押の後に、未完成建物の竣 工のためになした工事及び之に附加した造作の各具体的内容或は之に要した費用の 明細を認定するまでもなく、控訴人主張の自動債権はすべて存在しないものと解す

るのが相当であつて、相殺の抗弁は一切採用できない。 従つて控訴人に対し前記金二六万六、四八九円の不当利得金及び之に対する本件 訴状送達の日の翌日であること記録上明かな昭和三四年三月六日以降右完済迄年五分の遅延損害金の支払を求める本訴請求は全部正当として認容すべく、之と同趣旨 の原判決は相当で本件控訴は理由がない。仍て之を棄却すべきものとし、民事訴訟 法第三八四条第八九条を適用し、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 加納実 裁判官 沢井種雄 裁判官 藤原啓一郎)